

## 香川県済生会病院 面会運用要領

### (目的)

第1条 本要領は、入院患者の療養環境の確保および感染対策の徹底を図るとともに、適切な面会体制を整備することを目的とする。

また、入院患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持および精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上のみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要なことであることを踏まえ、適切に運用するものとする。

### (基本方針)

#### 第2条

- (1) 患者の安静および治療を最優先とする。
- (2) 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
- (3) 面会は患者の心身の安定、治療意欲の向上、退院支援に重要であることを踏まえ、必要以上に厳格な制限を行わない。
- (4) 面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲に限定する。

### (面会運用)

第3条 当院における入院患者への面会は原則として下記に掲げる運用について行うこととする。

ただし、担当医師がこれによらないことが相当と認めるときはこの限りではない。

#### 1 一般病棟の面会について

- (1) 面会時間 13時00分～20時00分
- (2) 面会受付方法 ご面会当日、ナースステーションに設置した面会簿に氏名、面会時間を記載し、病棟スタッフに声をかけてから病室に入る。
- (3) 1回の面会時間 30分以内(1家族につき同日1回まで)
- (4) 面会人数 3名まで
- (5) 面会者 家族、親族、患者が希望する支援者等
- (6) 面会場所 原則として病室又は指定の面会スペース

#### 2 療養病棟の面会について

- (1) 面会時間 13時00分～20時00分
- (2) 面会受付方法 事前予約制にて対応可能  
ご面会当日、ナースステーションに設置した面会簿に氏名、面会時間を記載し、病棟スタッフに声をかけてから病室に入る。
- (3) 1回の面会時間 30分以内(1家族につき同日1回まで)
- (4) 面会人数 3名まで
- (5) 面会者 家族、親族、患者が希望する支援者等
- (6) 面会場所 原則として病室又は指定の面会スペース

(面会の条件)

- 第4条 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生(手指消毒、または手洗い)を行う。
- 2 面会者に発熱や感染症を疑う症状(咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等)がない。
  - 3 面会者は小学生以上とする。

(面会者の遵守事項)

第5条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者、当院職員等に迷惑を及ぼさないよう努めること。
  - (2) 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・面会可能な方・指定された面会場所等と守ること。
  - (3) 見舞品として飲食物等を授与しようとするときは、あらかじめ患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行するものの許可を受けること。
- 2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 酒気を帯びて面会すること。
  - (2) 面会中に喫煙すること。
  - (3) 幼児(未就学児)を伴って面会をすること。
  - (4) 患者・面会者ともに病棟・病室(待合スペース、ラウンジ等)で飲食をすること。
  - (5) 生花を持ち込むこと。
- 3 病院は、面会者が本要領に違反、またはそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第6条 以下の場合、必要最小限の範囲での面会制限を行う。

- (1) 感染症の流行や院内感染発生時
- (2) 患者の病状が不安定な場合
- (3) 医療安全上の理由がある場合
- (4) その他、病院長が必要と認めた場合

制限を行う場合、「理由」「期間」「対象範囲」を明確にし、患者・家族に説明をすること。

(例外的な取扱い)

第7条 以下の場合においては、患者の状態や必要性を踏まえ、医師又は看護師長の判断により、通常的面会制限を緩和することができる。

- (1) 看取り期(終末期)
  - ・患者の面会は原則として制限しない
  - ・人数、時間については柔軟に対応する
- (2) 小児患者
  - ・保護者の付添いおよび面会は原則許可する
  - ・付添いは原則として1名(必要時2名まで)とする
  - ・きょうだいの面会は、感染状況および年齢を考慮し判断する

(3) 付添いが必要な患者

以下の患者については、必要に応じて付添いを認める

- ・認知症やせん妄のある患者
- ・意思疎通が困難な患者
- ・身体的、精神的に介助を要する患者

[付添条件]

- ・原則 1 名
- ・長時間滞在となる場合は、病棟と事前調整を行う
- ・感染対策を遵守する

(4) 重症・急変時

- ・医師の判断により、家族の面会を優先的に許可する
- ・面会時間外であっても柔軟に対応する

(5) その他

以下の場合には個別に対応する。

- ・特別な事情がある場合
- ・医療上または倫理上必要と認められる場合

(周知方法)

第 8 条 本要領は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ

(要領の見直し)

第 9 条 本要領は、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、少なくとも年 1 回以上、定期的に見直しを行う。

2 見直し内容は管理部科(課)長会で審議し、議事録を残す。

(附則)

本要領は 2026 年 4 月 1 日より施行する